

## 平成 28 年 5 月 6 日河内長野市内で被害のあった「不審電話」の事例

### 事例（概要）

平成 28 年 5 月 6 日（金）に河内長野市在住の被保険者宅（女性 80 代）に、市役所の職員と名乗る者から電話があり、「健康保険料の 1 年を通じて払い過ぎた分の還付金が 13,600 円ある。手続きの必要があるのでコンビニに行ってほしい。手続きは特定のコンビニでしかできない。」と電話があった。その後、被保険者の家族がコンビニの A T Mにて携帯電話で指示を受けながら A T Mを操作させられて、相手方口座に振り込んでいた。

被保険者は金融機関に相談したが、すでに送金処理されてしまっていた。

### 対応

通報者に対し、還付等は封書で通知されており、電話での連絡は行っていないこと、A T Mで還付金を振り込む案内を一切していないこと、また還付金詐欺の可能性があるので、すぐに警察へ届けるよう伝えた。

なお、平成 28 年 5 月 1～6 日で、市役所へ 21 件の不審電話に関する問合せがあった。

## 平成 28 年 4 月 27 日河内長野市内で被害のあった「不審電話」の事例

### 事例（概要）

平成 28 年 4 月 27 日（水）に河内長野市在住の被保険者宅（女性 70 代）に、市役所の職員と名乗る者から電話があり、「高額医療費の払い戻しの申請書を送っているが、申請がない。払い戻しの金額は 12,700 円。銀行からならば支払うことができる。このあと銀行の職員から連絡させる」と電話があり、その後、銀行員を名乗る者から電話があった。女性が相手に言われるまま、コンビニの A T Mで手続きを行った。

女性は手続き後に不審に感じ、家族に相談し、家族から市役所に確認の電話があった。その後、家族から再び電話があり、預金通帳から現金が引き落とされていた。

### 対応

通報者に対し、還付等は封書で通知されており、電話での連絡は行っていないこと、A T Mで還付金を振り込む案内を一切していないこと、また還付金詐欺の可能性があるので、すぐに警察へ届けるよう伝えた。

なお、平成 28 年 4 月末日現在、市役所へ 36 件の不審電話に関する問合せがあった。